

# **金菱作日本国憲法に関する調査特別委員会ニュース**

#### 第 1 6 3 回 国 会

H17.10.7 Vol.02 (「衆議院憲法調査会ニュース」からの通番 Vol.94) 発行:衆議院憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局

## 10月6日に、第2回の委員会(通算2回目)が開かれました。

## 自由討議

日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に 関する件について、憲法調査会における議論を踏 まえての自由討議(特に、国民投票制度を中心と して)を行いました。なお、自由討議を行うに当 たり、中山委員長から発言がありました。

#### 中山委員長の発言の概要

- ・我が国の憲法論議は、「調査のための調査」から、いよいよ、「新たな段階」に入っていくこととなった。
- ・憲法調査会における重要な論議の一つに、憲法施行後約60年間にわたって制定されてこなかった憲法改正国民投票制度の整備に関する議論があり、その報告書においては、「憲法改正手続法について、早急に整備するべきであるとする意見が多く述べられた」とされている。
- ・さらに、この報告書の取りまとめに至る。 議論の取りまとめに至るを 意思の取りまとめに立るを 意思のある政党は、どが政権についる合意 国政運営の共通のルールを憲法で定めるの 意思のある必要があり、憲法改正国民投制に がでも、幅しいとする旨の歴史的な重みの ることが望ましいとする旨の歴史的な画の る発言があり、これに呼応する 発言があった。
- ・このような経緯を経て、「日本国憲法の広範か つ総合的な調査」とともに「日本国憲法改正国 民投票制度に係る議案の審査等」を行うための 組織として、本特別委員会が設置された。
- ・憲法調査会においては、憲法改正国民投票制度に関して、(a)国民投票における投票権者の範囲、(b)国民に賛否を問う方法として、一括投票か個別投票か、(c)周知期間や広報方法、(d)国民投票運動の規制、(e)投票用紙への憲法改正案の記載、(f)国民投票における「過半数」の意味、(g)国政選挙との同時実施の是非、(h)国民投票無効訴訟との関係について議論があった。
- ・今年前半、私は、フランス、オランダ及びルクセンブルグの欧州憲法条約の批准をめぐる国民投票について、それぞれ実地に視察する機会を得た。その状況が、憲法条約の批准過程に及ぼした影響を考えるに、国の在り方を直接決する国民投票の大きな意味を感じざるを得なかった。

- これらの国々では、国民投票の年齢要件が 18 歳以上となっていたが、いずれにしても、これらは、我が国の国民投票制度の構築に当たって、参考になるものである。
- ・憲法改正国民投票制度の整備は、憲法の基本原理である「国民主権原理」を具体化するものであり、60年の長きにわたって凍結させられてきた憲法制定・改正に対する国民の主権を、国民で代表する国会が「回復する」作業といっても過言ではない。このことにより、国民自ら的な法論議への参加をより身近に自覚し、国民的な憲法論議へと広がっていくことが期待される。

## 自由討議における各委員の発言の概要(発言順) 各会派一巡目の発言の概要

#### 保 岡 輿 治君(自民)

- ・96 条が憲法改正手続を定め、その実施法を予定 しているにもかかわらず、憲法施行後、60 年間 を経てもなお憲法改正国民投票法を整備してこ なかったのは「立法の不作為」ともいえる。 法改正国民投票法の整備は、国民主権の具体化 であると自覚すべきであり、憲法調査会の報告 書においても、早急に整備すべきである 見が多かったことを確認しておきたい。
- ・96 条が憲法の発議に各議院の総議員の3分の2 以上の賛成を要件としていることを憲法がの枠 を超えて合意形成が図られることを憲法は、 しているといえる。憲法改正国民投票法は、 式的には法律だが、憲法附属法ともおえる であり、委員長提案などの与野党を超民民民 でなされることが望ましい。憲法改正民民投票 法案については、与党は骨子案をまとめている が、これは参考資料の一つにすがよいと考えて いる。
- ・憲法改正国民投票法案の主な論点について具体 的な私見としては、(a)国政選挙との同時実施の 是非については、超党派でなす憲法改正国民投 票と政権選択の場である国政選挙は同時に行う べきではないこと、(b)投票権者の範囲について は、国政選挙と国民投票はどちらも同等に大切 な国政参加の権利であり、差があるとは考えに くいこと、別に名簿を作ることは実務的に困難 であることを考えると、投票権者は同じでよい と思われること、(c)一括投票か個別投票かにつ いては、論理的に何が一体不可分かということ に帰着するのであり、憲法は、改正案の内容に 応じた国会による適切な発議に委ねていると思 われること、また、その基準を考えるべきこと、 (d)国民投票運動の規制については、人を選ぶ国 政選挙と政策を選択する国民投票ではその趣旨 が異なることから、虚偽報道の禁止や不正投票

の禁止など公職選挙法を参考にしながらも許容される必要最小限度のものを念頭に、今後検討していくべきこと等を示しておきたい。

#### 枝 野 幸 男君(民主)

- ・本委員会は、実質的には憲法調査会を継続する 基盤を持っているが、憲法調査会の基本的な枠 組みを維持しつつ、これに憲法改正手続法の起 草及び審査権限を付与することが望ましいとす る憲法調査会報告書とは形式的に食い違った機 関となってしまっており、これには遺憾の意を 表明したい。
- ・憲法改正手続法の議論において合意することもできずに、憲法の改正内容の議論において合意できるはずがないのであるから、手続法については拙速に陥ることなく、しかし、できる限り急いで広範な合意が構成されるよう、真摯な議論をなさなければならない。
- ・憲法改正国民投票運動は、政治活動の自由等に よって憲法上保障されているだけではなく 主主義の基盤であるから、自由闊達になさと ければならない。候補者に投票する選挙と思り、政策を問う国民投票においては、投票運動 と一定の政治的意思表明の区別はあいまい り、規制を設ければ、その取締りは警察で 司法当局の判断に委ねられることになって強い 萎縮効果が生じる。
- ・憲法は一度改正されれば数十年その規定が残る ものである以上、可能な限り若い世代に投票を 認めることや在外投票権者や公民権停止者等に も投票を可能とするなどの考慮が必要である。
- ・一括投票か個別投票かについては、国民がより自由な選択を可能な限りなしうるように考えるべきである。複数の投票項目が一括して示された場合、一つでも反対であれば否決される可能性があり、国民の多数が望む憲法改正も否決されてしまう可能性があることを考慮すべきである。
- ・憲法改正案を審議するのであれば、通常の法律 案のように一つの党の提案に他の党が修正を提 案するといった方式ではなく、衆参両院の合同 起草委員会による成案づくりというものを考え るべきである。
- ・憲法改正のためには国民投票が必要であること自体を知らない国民も多く、周知・広報活動が重要である。

#### 赤 松 正 雄君(公明)

- ・5 年間の憲法調査会の活動を踏まえた憲法改正 のための手続法を審議する特別委員会の設置は、 時宜にかなったものである。憲法論議の段階と しては、「第二段階」に該当する特別委員階と る手続法の審査終了後すぐに「第三段階」と ての常任委員会による具体的な改正作業の議論 に移行するのではなく、その準備として憲法改 正のための調査会を設置して個別的・逐条的に 議論するなど、じっくりと落ち着いた作業を 党合意の下でなすべきである。
- ・憲法改正国民投票法の未整備は立法の怠慢とみるべきではなく、戦後の日本が落ち着いた環境の中で憲法論議をするには 60 年の歳月が必要であったとみるべきである。また、憲法改正国民投票法の整備をしたからといって落ち着いた

- 環境の中で憲法論議ができなくなるというわけ でもない。
- ・憲法改正国民投票法における最大の課題は、一 括投票か個別投票かという発問の単位ではない かと思われる。性質上、一括投票になじまない 問題もあるが、個別投票にして膨大な問いを設 定することも国民の負担が大きく、投票率が低 下すると思われる。その点からしても、重大な 点について数点に絞り込んで発問することが可 能な「加憲」方式が優れていると思われる。
- ・国会による発議の際には、国民へのその周知の 徹底が重要であり、憲法が改正されたらどうな るのか、改正されなければどうなるか、現行憲 法には様々な解釈があることなどについて説明 が必要であると思われる。
- ・その他国民投票制度については、(a)国民投票は 国政選挙とは別に単独で行われるべきこと、(b) 「過半数」の意味については投票率数と供等 設けずに単純に有効投票総数の過半数ないの きこと、の両者については特に問題がないい おれる。周知期間や投票権者の年齢に日民投票 選択の余地がありうると思われる。国民投制では 選択の余地がありると思われる。国民投制では 動については、買収、脅迫による投票強制 の主張など公序良俗に反することを念頭に検 制するとである。

#### 笠 井 克君(共産)

- ・本委員会が憲法改定の国民投票法案に係る議案 の審査を目的として設置されたことは、自民・ 民主の改憲案における9条改定に向けた条件づ くりが目的といえる。日本共産党としては、こ の特別委員会の設置に反対したが、設置された 以上は日本国憲法の平和的諸原則を内外に広め るために本委員会に参加していくことを申し上 げたい。
- ・本委員会における憲法改定の国民投票法案の審 査の根拠を憲法調査会の最終報告書に求める意 見があるが、憲法調査会の目的は日本国憲法に ついての広範かつ総合的な調査であり、改憲や 憲法改定の国民投票法案の整備を結論づける機 関ではなく、憲法調査会報告書の多数意見は根 拠になりえないはずである。
- ・憲法改定の国民投票法案の未整備を「立法不作為」とする意見があるが、「立法不作為」とは国家賠償請求訴訟においてある法律ができていないために国民の権利が侵害されることにかかわって生じる問題であって、この問題が「立法不作為」に当たらないというのは憲法学者のほぼ一致した見解である。
- ・国民が主権者であるということは、憲法制定権 力としてだけにあらわれるものではなく、 改定の国民投票法案の未整備を国民は、国民投票法案の を矮小化するものであるとす。過去においたを 改定の国民投票法案が整備されなかったの 国民が悪法と必要としなかったである。 現在の憲法改定の国民投票法案制定の動見にの 現在の憲と連動しており、 最次に無意味である。 のは、逆に無意味である。
- ・自民党の憲法草案の方向での9条改定は、現状

の追認だけにとどまらず、海外における戦争を 行えないとしている歯止めをなくすことである。 日本の不戦の誓いであり、アジアや世界に向け ての平和に対する国際公約である 9 条を破り捨 てることは、日本の国際的信頼の計りしれない 失墜になることを免れえない。9 条を生かした 平和への貢献は、日本の恒久平和の確保の上だ けではなく、国連憲章と結びついた国際的意義 を持っている。

## 辻 元 清 美君(社民)

- ・憲法とは、国家権力の限界を定め、国家権力発動の手続を定めるものであり、この原則を踏ま えて本委員会を運営すべきである。
- ・憲法を改正し、環境権や知る権利などの新しい 概念を取り込む前に法律や施策の点検をすべき であって、早急に憲法を改正する必要は現段階 では感じず、また、手続法の制定を急ぐ必要性 も感じない。
- ・現在、世界各地で起きている紛争に対して、日本がどのようにかかわり、その際、9条を使っていくことができるのか否かを、我々は、今一度検証すべきであり、日本は、日本国憲法の平和主義の観点から、積極的に平和構築にかかわっていくという厳しい選択をすべきである。
- ・憲法改正のための手続法の議論をするに当たっては、常に、憲法改正が必要なのか否かの議論 に立ち返る必要があり、改正の議論と切り離し て手続法の議論をすべきではない。
- ・本来、憲法改正は、国民から国会や政府に対して強い要望の声があってはじめて行われるものであるが、現在は、国会や政府が国民に対して憲法改正を迫っている状況である。このような状況にかんがみると、憲法改正国民投票法が制定されていない状況は「立法不作為」ということはできない。
- ・憲法改正国民投票法を早急に制定すべきとは考えないが、同法を議論するに当たっては、(a) 一括投票か個別投票かについては個別投票にすべきである、(b) 投票権者の範囲については義務教育を修了した年齢でもよいという意見は傾聴に値する、(c)国民投票運動の規制については自由な議論を保障する必要がある、(d) 投票方法や可決の要件について慎重な検討が必要である等の意見を述べておきたい。

## 淹 実君(国民)

- ・日本国憲法の改正要件の厳格さを考えると、憲法改正国民投票法の制定が憲法改正に直結するとは思われないが、同法の制定により、主権者たる国民が抽象的にではなく、具体的に主権を行使できるようになるという観点から、同法の制定を求める立場に立つ。
- ・憲法改正国民投票については、(a)国政選挙と同時に実施すべきではない、(b)一括投票か個別投票かについては、原則、個別投票であるが、全部改正に近いような場合には、一括投票を選択すべきであり、その決定は国会が行うべきである、(c)国民投票運動の規制については、原則、規制をすべきではなく、行き過ぎた運動に対しては、監視委員会の警告などによって対処することを検討すべきである。
- ・実際の憲法改正国民投票法案の起草に当たって

- は、起草委員会のようなものを設置し、作業を 行うべきである。
- ・国民への広報をどのように行うかについては、 具体的な海外の例を参考にすべきである。

## 各会派一巡後の発言の概要 吉 田 六左エ門君 (自民)

- ・憲法改正国民投票の国政選挙との同時実施の是非については、別の期日に行うべきである。
- ・憲法改正論議がここまで進んできたのは、中山 委員長の命を賭しての取組の結果であり、中山 委員長の取組に心より敬意を表する。

#### 岩 國 哲 人君(民主)

- ・憲法改正国民投票については、(a)投票権者の範囲については、18歳以上とすることは我が国ではまだ時期尚早であり、20歳以上とすべきである、(b)投票率が50%以上であることを要件とすべきである、(c)一括投票か個別投票かについては個別投票とすべきである、(d)国民投票運動の規制については、極力、自由とすべきである。
- ・先日の衆院選において、総選挙が国民投票的に 用いられたが、その結果は国民の 49%の賛成し か得ることができないものであり、本来、衆院 を解散できない場面において解散を行い、解散 をすべき状況になったにもかかわらず解散も総 辞職もしないという奇妙な結果となった。
- ・近隣諸国の理解を得るために、憲法改正を行い、 憲法に自衛隊を位置付け、憲法の枠の中に置く べきである。

#### 伊藤公介君(自民)

- ・日本国憲法改正のための手続法を早期に成立さ せるべきである。
- ・投票権者の範囲については、国政選挙の選挙人 名簿と国民投票の投票人名簿は、原則として同 じものとするのが望ましい。
- ・投票権者の年齢要件については、世界の国々では 18 歳以上としているところが多く、20 歳以上としている国はまれであり、若い世代の人々にも参加の道を開くべきである。
- ・一括投票か個別投票かについては、憲法改正の ための発議が国会の各議院の総議員の3分の2 以上の賛成という高いハードルをクリアしてな されるものであるから、一括方式で国民に賛否 を問うのがよい。また、全面改正という我が党 の立場からしても一括方式がよいと考える。た だし、将来的に、一般的なレファレンダムとし ての国民投票や住民投票的なものは、個別投票 で問うことも考えられる。

#### 平 岡 秀 夫君(民主)

・9 条の改正の問題について、現実と理想が乖離したとき、理想を現実に近づけるという切場である立場を明まに近づけるというが関係の国をまもるためにできることものでないができるのか必ずしも明確にするためには、早急な憲法改正して、なく、安全保障基本法といったものを制定して、国民的合意の中で我が国の防衛の在り方を憲法というとが立法府としての役割会においても、本委員会においても、本委員会において、本委員会において、本委員会において、表表を受けるとき、

論していくべきである。

・憲法が改正規定を設けている以上は、それに対応した具体的手続法が必要であることは否定しない。国民投票の方法や投票用紙への憲法改正案の記載事項については、「しっぽ」が「本体」の考え方を左右するようなことにならな正の内容をしっかり議論して、改正の内容に応じた国民投票の方法を考えるべきである。普遍的な部分については先行して議論してから議論すべきである。

## 早川忠孝君(自民)

- ・国政選挙と憲法改正のための国民投票制度は、 その目的や趣旨が本来異なるものとの共通認識 に立って、議論を進めて欲しい。
- ・憲法改正案は、国会が国権の最高機関であるの2 い方の置付けの下、各議院の総議員の3分民の 投票に付されるものであり、信任投票的 投票に付されるものであり、信任投票的 裁判所の裁判官の国民に国会の審議結果に行る おり、いわば国民に国会の審議結果にるる であると考えられる無効 であると考えられ、無相率 で、「過半数」の意味については、無力で 要を除外して有効投票のみで決するのが票率 を決り、一定の投票を を対して、一定の投票を は、一定の投票を は、一定の投票を をすることも検討の必要がある。
- ・国民投票運動の規制については、必要最小限で、 かつ制限につき合理的な理由がある場合にのみ 行うことができるという原則を確認すべきであ る。その際、国民投票運動監視委員会のような 機関を設置して、罰則による是正ではなく、差 止め、勧告等の方法を導入することが有効であ
- ・一括投票が個別投票かについては、全体的な整合性の確保を考えれば、一体的なものとして行うことが原則である。ただし、条件付であらかじめ選択の順序を明示したうえ複数案を提示して行うことも弊害が少ないので、国会の発議の状況の中で決めていけばよい。

#### 葉 梨 康 弘君(自民)

- ・憲法改正のための国民投票についての議論は、 技術的な問題として、憲法改正とは別に議論す ることが可能と考える。
- ・制度の不備は「立法不作為」には当たらないとする意見は、法律論としてはあり得る議論だが、 我々は法律家ではなく国民の代表者であり、立 法者であるから、国民主権を実現するためには どうしたらよいのかという視点で議論するべき である。
- ・憲法改正の国民投票における投票権者の年齢要件を定めることで、憲法に関する議論に参加できる人間を確定することができる。これは国民的な議論を深めることにつながるものである。
- ・国民投票運動の規制については、運動は自由、 買収は禁止というのが原則となろうが、買収の 捉え方には千差万別の議論があり、場合によっ ては有料の新聞広告すら買収に該当してしまう 可能性もあるので、発議ごとに定めるのでなく、 あらかじめ議論しておく必要がある。
- ・一括投票か個別投票かについては、憲法改正の 内容が全面的であるか部分的であるかによって、

その結論も変わってくるだろう。条項を切り離して個別に国民投票に付すことが可能なのであれば、個別に投票にかけるべきである。

## 高 市 早 苗君(自民)

- ・憲法改正の国民投票の投票権者の範囲について は、国政選挙の有権者と同じにすべきである。 最高法規の改正なのだから、責任を十分に負う ことのできる主体(成人)による投票とすべき であるが、「成人」を 18 歳以上の者とするかど うかは一考の価値のある議論ではある。
- ・国政選挙との同時実施の是非については、国民 投票が政党のイメージや他の争点に左右される おそれもあり、国政選挙とは別個に実施するべ きである。将来的には 96 条 1 項を改正し、「特 別の国民投票」のみの実施とするべきである。
- ・一括投票か個別投票かについては、発議ごとに 国会が決めるべきである。一括投票は非現実的 であり、個別投票も場合によっては非現実的で ある。章ごと又は関連する条項ごとの投票とす べきである。
- ・「過半数」の意味については、有効投票の過半数とすべきである。棄権という形で反対の意思を示したものをカウントするという理屈は通用しない。真剣に改正案を読んで判断に参加する国民の意思を大切にすべきである。
- ・国民投票運動に対する罰則を伴った規制については、一定程度行うべきである。長期間の騒音 被害、悪質で組織的な運動による被害などがあ り得るからである。
- ・発議後の周知期間は、条文数に応じて期間の長 短を決めるのが現実的である。
- ・発議後、憲法改正の意義、改正の内容等を掲載 した広報物を、全世帯に配布して、周知徹底さ せる必要がある。

#### 柴 山 昌 彦君(自民)

- ・国民投票に参加する権利は国民主権の究極的な 発現形態であり、公正な代表を選ぶために様々 な制約を伴う国政選挙の選挙権とは区別して議 論すべきである。このことからすると、公民権 を停止されている者にも投票権を認めるで、 ある。このような重要な権利行使の場面で、 務上の困難性を理由に投票権を制約するのは説 得力を欠く。
- ・一括投票か個別投票かについては、個別に国民 の信を問うのが望ましく、現実的である。ただ、 論理的・政策的に関連する部分があれば、そう いった部分は一括して投票に付すべきである。
- ・国民投票運動の規制については、原則として自由であるべきである。ただ、組織的な大規模買収・供応を自由にしてはならないので、保岡理事が指摘した最低限の報道規制、買収規制等には賛成する。しかし、その場合でも、監視機関による警告制度を前置して、罰則の適用については慎重であるべきである。
- ・「過半数」の意味については、投票総数の過半数 とし、白票を投じた者も主体的に国民主権の行 使に参加した者として判断するべきである。

#### 古 川 元 久君(民主)

・間接民主制を補完する一般的な国民投票制度の 導入について検討をしていく中で、憲法改正の 国民投票の在り方を議論する方法もある。

・今回の総選挙は「郵政民営化」についての国民 投票的な側面があったが、国民の多くは民営化 の内容を十分に認知せずに投票したのではない か。憲法改正の国民投票を行うに当たっては、 改正の内容を国民がどのくらい十分に認識した 上で投票するかが大きな問題となるので、内容 についてしっかりと国民が理解でき、健全な議 論を行うことが可能となるような広報の在り方 を十分議論する必要がある。

#### 船

- **船 田 元君(自民)** ・憲法調査会の報告書は、今後の議論の方向を示 すものであるので、是非活用してもらいたい。
- ・国民投票法の制定は過半数の賛成で可能ではあ るが、憲法改正で必要となる「3分の2以上の 賛成」を意識して、各党が十分に調整して制定 するべきである。
- ・与野党の相当部分が合意した憲法草案の国民投 票と、政権を争う国政選挙とを同時に行うのは あまりにも不合理なので、別個に行うべきであ
- ・投票権者の範囲については、公職選挙法上の選 挙人名簿、在外選挙人名簿を使用するのが常識 的ではあるが、国の重要な方向を問う投票なの であるから、その対象者は多い方がよい。可能 ならば 18 歳以上とすべきであろう。
- ・一括投票か個別投票かについては、一長一短が ある。一括投票は賛否の判断が難しく、国民の 意思表示を縛ってしまう。個別投票は相互に関 連する条項に齟齬が出てしまう可能性があるの で、発議内容に応じた投票方法を議論する必要 がある。
- ・「過半数」の意味については、有効投票の過半数 とするのが妥当である。国の在り方を問う重大 な投票において、棄権・無効を積極的に評価す る理由はないと考えるからである。
- ・国民投票運動は、基本的に自由であるべきと考 える。運動の公平性・公正性を担保するために 必要最小限の規制はやむを得ないため、投票事 務関係者の運動の禁止、公務員の地位利用によ る運動の禁止、外国人の運動の禁止、人気投票 (予想投票)の禁止、虚偽報道、マスコミの不 法利用については公職選挙法の規定を準用する べきであるが、緩やかに対応するべきである。
- ・枝野理事から提案のあった発議の際の衆参両院 の合同起草委員会構想には賛成である。
- ・両院にはそれぞれの判断があるが、参議院にお いても衆議院と同様の特別委員会が設置されて 議論が行われることを期待している。

#### 秀 章君(自民)

- ・憲法改正国民投票法の未制定が「立法不作為」 であるかはともかく、制度の不備であることは 間違いない。憲法調査会での調査の結果、改正 を是とする意見が多数であったのであるから、 法整備は国会に課せられた使命である。
- ・国民投票の投票人名簿は、国政選挙の選挙人名 簿と実務的には同じものでよい。
- ・一括投票か個別投票かについては、個別論点が 多岐にわたるのであるから、個別の投票方式で
- ・発議後の周知期間は、ある程度必要である。

- ・国民投票運動の規制については、運動ができる だけ自由に行われるようにするべきである。
- ・「過半数」の意味については、有効投票の過半数 でよい。

#### 道君(自民) 辺 博

- ・国民投票制度の不備を国民は不満に思っている と考えるので、本委員会で十分議論を行い国民 投票制度の整備を具体的に進める必要がある。
- ・憲法の改正には衆参で3分の2以上の賛成が必 要なのであるから、与野党が合意することが重 要である。
- ・国のかたちを決める憲法に対する国民の重要な 意思表示なのであるから、憲法改正の国民投票 は国政選挙とは異なる。
- ・投票権者の範囲は、できるだけ多くの意見を聞 く必要があることから、18歳以上とすべきであ
- ・一括投票か個別投票かについては、憲法改正の 成案を得た段階で決めるべきである。
- ・国民投票運動の規制については、運動は原則と して自由とし、規制は必要最小限度ものとすべ きだが、何が必要最小限であるかは今後議論が 必要である。

#### 藤 勝 信君(自民)

- ・手続法の議論は、憲法改正の議論と切り離して 考えるべきであり、憲法改正国民投票法の制定 を早期に行うべきである。
- ・社会的な責任を認識させるためにも、成人年齢 を 18 歳に引き下げ、これに国民投票の投票権者 の範囲も合わせるべきである。
- ・一括投票か個別投票かについては、発議の段階 で適切に判断すべきであり、現段階で決定する 必要はない。
- ・国民投票運動は、基本的には自由に行われるべ きであるが、これに対して発議者としての国会 は中身を周知していく責任があり、周知方法に ついても議論を深める必要がある。また、議論 はあるが政府が発案した場合にも、周知方法に ついて議論を深める必要がある。

#### 谷 元君(自民)

- ・海外在留邦人についても、投票を可能にすべき
- ・日本国籍を持ちながら日本語が読めない人に対 しても、例えば英語や中国語で憲法改正の内容 を説明するなどして、投票できるようにすべき である。
- ・視覚や聴覚に障害を持つ人等に対して、誰が説 明し、どのような方法で投票させるかといった 点にも配慮すべきである。
- ・発議をする国会は、憲法に対する考え方、論点 整理、統一見解などを通じて、国民に憲法改正 の内容をいかに適切に伝えるかが重要になって くる。そのために、スタッフの増員など国会の 機能を向上させる必要がある。
- ・テレビ、新聞、インターネットに対する規制を どのようにすべきか、議論を深めるべきである。
- ・発議者は国会であるが、例えば、国民の考えた 憲法など国民の声をどのように国会で集約して いくのかも、今後、検討していくべきである。

#### 4ili 谷 曲 人君(民主)

- ・立憲主義者であるトーマス・ジェファーソンも、 「死者は、生者を囚えるべき理由はない。各世 代はそれぞれ自らの憲法を選ぶべきである。」と 述べ、民主主義との調整を図っている。我が国 も国民の意思を問うための法制度が必要である。
- ・シングル・イシューの政策課題についても、国 民投票をどのようにすれば実現できるのか検討 すべきである。
- ・国民投票は、できる限り若い人にも参加できる 権利を与えるべきである。

#### Ш 淳 也君(民主)

- ・現行憲法は、健全保守の最後の砦であり、積極 的に変えるべきではないが、やむにやまれぬ社 会情勢を受けて、必要最小限の改正を加えてい くことは、国民生活の価値観の安定にとって重 要である。
- ・どこに向かうのかを示さずに、梯子をかけてし まうことで、国民の不安を煽るようなことをし てはならない。具体的な手続規定の議論に、先 行して、あるいは少なくとも並行して、院とし て、憲法改正の実質的な中身を取りまとめるべ きである。
- ・憲法改正の実質的な中身の議論なしに、一括で 承認すべきか、個別で承認すべきかという結論 を出すことはできない。

## 彦君(自民)

- ・憲法改正を「する」か「しない」かは、国民が 決めることであり、国会は憲法改正が「できる」 ように国民投票法を早急に作り、国民に「する」 か「しない」かの選択の権利を与えるべきである。
- ・国民投票に際しては、国民が理解できるような 形で周知徹底することが極めて重要であり、PR について具体的に議論を深める必要がある。

#### 樹君(自民) 秀

- ・国民投票に際しては、国民全体で活発な議論を 行っていくことが必要であり、実務的な問題も あるが、20歳以上の人に限らず、それ以下の若 い人も国民投票に参加できるよう検討すべきで ある。
- ・国民投票制度は、公職選挙法と趣旨も意義も異 なるため、不必要な制限を受けることなく、活 発な議論が国民レベルで行えるようにしなけれ ばならない。

#### 美君(社民) 元 洁

- ・今回の議論で、憲法改正の中身と手続は切り離 せるのかということが、大きな論点になったの で、これからしっかり議論していく必要がある。 一括投票か個別投票かを後回しにして決めると いう意見もあったが、手続法の制定に当たって は、一括投票か個別投票かが肝になるのであり、 しっかりと議論するべきである。
- ・「憲法の議論は、国民の意思である」という発言 を自民党から頂いたが、自由で活発な議論を行 うためにも、委員会の間は常に各会派の議員は 積極的に参加すべきである。

## 今後の開会予定

日付	開会 時刻	会 議 の 内 容
10.13 (木)	午前 9:00	日本国憲法改正国民投票制度及び 日本国憲法に関する件 参考人: 高見勝利君(上智大学大学院法 学研究科教授) 高橋正俊君(香川大学大学院 香 川大学・愛媛大学連合法務研究 科教授)
	午後 2:00	自由討議
10.20 (木)	午前 9:00	日本国憲法改正国民投票制度及び 日本国憲法に関する件 参考人: 今井 一君(ジャーナリスト) 吉岡 忍君(作家)
	午後 2:00	自由討議
10.27 (木)	午前	日本国憲法改正国民投票制度及び 日本国憲法に関する件

諸般の事情により変更される可能性があります。

#### 意見窓口 「憲法のひろば」

日本国憲法に関する調査特別委員会では、日本国憲 法改正国民投票制度及び日本国憲法に関して広く国 民の意見を聴くため、意見窓口『憲法のひろば』を設 けています。

#### 衆議院憲法調査会発足時(平成 12 年 2 月)よ り寄せられた意見の総数及びその内訳

・受 付 意 見 総 数:2665件(10/7 現在)

・媒体別内訳

<u> </u>	八司		
葉書	1433	封 書	527
FAX	429	E-mail	276
分野別内	] 訳		
前文	227	天 皇	109
戦争放棄	1611	権利・義務	77
国 会	3 46	内 閣	43
司 法	23	財 政	19
地方自治	16	改正規定	27
最高法規	13	その他	1344

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別 内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

#### 【意見窓口『憲法のひろば』の宛先】

03 - 3581 - 5875 FAX

kenpou@shugiinjk.go.jp E-mail

郵 便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1 衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会「憲

法のひろば」係 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、 電話番号を明記して下さい。

このニュースは、衆議院日本国憲法に関する調査特別委 員会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせす るために、事務局の責任において要約・編集し、原則とし て、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご 参照ください。